

＜樹木葬墓地のご案内＞

「墓地の管理をしてくれる子孫がない。」「人生の最期は自分らしく締めくくりたい。」
「自然の中で木や花に生まれ変わりたい。」「美しい里山を後世に残したい。」等々、最近自然葬への関心が深まってきております。

特に樹木葬墓地は散骨と違い、ここに眠っているという証があり、いつでもおまいりができ、自然保護が保たれるなど、近代的な墓地として注目されてきております。

- 1 宗教・宗派を問わず、どなたでも墓地の使用ができます。
- 2 美しい里山を後世に残し、自然を保護するという主旨のもと、墓地として許可された里山の森林の中に遺骨を埋葬します。
- 3 一般の墓地と同じように、一定の面積（半径 1 m の円内）を墓所として永代使用できる権利を認めるものです。
- 4 承継者がいれば続けて使用できます。承継者がいない方は 33 年忌まで永続的に改葬されずに保護され、その後は合祀されます。
- 5 埋葬後 33 年以内は墓所には他人が重複して埋葬はされません。
- 6 墓所には人工物は一切設置できません。納骨堂も設置できませんので、直接穴を掘って埋葬します。埋葬地の確認は複数の樹木から距離を測ってわかるように表示し、埋葬したその上に指定された花木を植えることによって示されます。
- 7 樹木や森林を保護することを重視していますので、線香等の火気の使用や供物の使用はできません。
- 8 墓石の代わりとなる花木は、墓地の環境に合った次の低木類から選びます。
① ヤマツツジ ②ドウダンツツジ ③白花ツツジ ④ミツバツツジ
⑤ ムラサキシキブ ⑥ウメモドキ ⑦アジサイ など
- 9 使用契約時に 30 万円を永代使用料として納入していただきますと、契約が成立します。その他に墓地及び周辺の環境管理費用として 10 万円を 1 年以内に納入していただきます。一括払いも可能です。
- 10 事務所管理費並びに共益費として、年間 4,000 円を口座振替により納入していただきます。（合同慰霊祭費用含む）
- 11 墓地に 2 霊目以降埋葬するときは、1 霊につき 10 万円を納入していただきます。
- 12 合同慰霊祭は年 1～2 回を永代供養塔にて執り行いますので、その時はご案内申し上げます。
- 13 ご葬儀と一緒に埋葬する必要はありませんので、ご遺族の方のお気持ちの整理がつき、故人のご意志を尊重したいと思われた時に、遺骨を樹木葬として自然にお還しになることも可能です。

樹木葬墓地使用規約

第1条（墓地設置の目的）

本墓地は美しい里山を造成・保護し、これを後世に残すという主旨に賛同する人々が、その主旨を尊重し、本規約の定めるところに従い、本人または親族の焼骨を埋葬するために使用することを目的とする。

第2条（墓地使用契約の成立）

墓地の利用者は第1条及び以下の条項を承諾の上、墓地の提供者に対して提供者の管理する墓地内の所定の区画（墓所）の使用を申し込み、提供者が承諾し、利用者が永代使用料として30万円を納付することによって契約は成立する。

第3条（墓所の使用）

- 1 墓所の位置は、中央点を墓地内の図面に示す基準木（複数）から距離を測定し定め、図面に記載するとともに、中央点の位置に番号杭を打ち表示し、焼骨埋葬後には提供者の指定した花木を植栽する。
- 2 墓所の境界線は設けず、墓所の中央点を隣接する他の墓所の中央点との距離は2mとする。
- 3 利用者は墓所に焼骨を埋葬するときは、必ず提供者に連絡し、埋葬許可証を提出し、提供者の立会いの下で埋葬する。
- 4 利用者は焼骨を埋葬するとき、地面から30cm以上掘り、直接焼骨を埋葬するか、溶ける骨壺のまま埋葬するものとする。
- 5 利用者は前項に定める墓所の中央点より、半径1m以内の墓所に2霊目以降埋葬する場合は、1霊あたり10万円を埋葬の前日までに納付し、親族及び提供者が許可した場合の焼骨を埋葬する事ができる。この場合、提供者に対して使用許可証の提示、利用者の関係を示す文書の提出、ならびに火葬許可証、火葬証明書、改葬許可証等を提出して許可を受けるものとする。
- 6 利用者は墓所には外柵、墓石、焼骨の容器、焼骨埋葬のカロート等の施設の設置、使用はできない。
- 7 利用者は墓所を祭祀のために焼骨を埋葬する目的で使用するものとする。
- 8 利用者は提供者の承諾なく、墓所を使用する権利を第三者に譲渡または転貸することはできない。
- 9 提供者は利用者に対して、その宗教・宗派を問わず墓所の使用を認める。利用者は焼骨を埋葬する際、および法要等の祭祀において、自らの宗教・宗派に従った儀礼を行う自由がある。但し、提供者が合同法要等を金窓寺の住職により墓地内で行うことを妨げないものとする。
- 10 利用者が自ら埋葬できない場合には、これを提供者に委任することができる。この場合協議の上費用を決めるものとする。

第4条（管理料）

- 1 使用者は提供者に対し、第1条の主旨を重視し、墓地の環境管理に要する費用として金10万円を1年以内に支払うものとする。永代使用料と一括払いでもよい。
- 2 使用者は共益費として年1回の4,000円を提供者に支払うものとする。
- 3 提供者は物価の変動等の事由により、前項の共益費を改正することができる。

第5条（墓地の管理）

- 1 墓地の環境整備等管理については、提供者が責任を持って当たる。
- 2 使用者は埋葬時や法要等の祭祀または墓参りにあたり、線香等の火気の使用、供物の使用はできないものとする。
- 3 使用者は墓参りをする際に安全上の理由から、原則として事前に提供者に連絡して行うものとする。

第6条（使用者の債務不履行による契約の解除）

使用者が第3条各項に違反した場合は、提供者は使用者に対し、3ヶ月以内に契約を履行するよう催告し、その間に履行がないときは、提供者は本契約を解除することができる。また第4条の管理料の納付を期限までに行わなかった場合と、その他使用者が本規約に違反した場合も同様とする。

第7条（契約の承継と契約者の不明場合の契約の解除）

- 1 使用者が死亡した場合には、使用者の祭祀承継者は使用者の死亡後の1年以内に墓所の使用を継続する届出を提供者に提出して本契約を承継することができる。
- 2 前項の届出が提出されない場合、提供者は本契約を解除することができる。

第8条（使用者による契約の解除）

使用者は埋葬日より13年未満の焼骨に限り改葬することができ、契約の解除ができる。

第9条（契約解除後の使用者及び提供者の義務と権利）

- 1 本契約が解除され、墓所に焼骨を埋葬していない場合、契約の成立後12ヶ月以内に限り提供者は使用者に対し使用料の5割を返還することができる。管理料については月割りとする。
- 2 本契約が解除され、墓所に焼骨が埋葬されていて改葬できない場合は、埋葬後13年間は提供者が管理するものとし、この場合使用者は管理料を支払うものとする。
- 3 本契約が解除され、埋葬後13年間経過した場合は合祀に移すものとし、その費用は使用者が負担するものとする。
- 4 契約解除後は、使用者は墓所を原状に復すものとし、万一これをできなかった場合は、提供者は1年後に原状に復す工事を行うものとし、その費用は使用者が支払うものとする。

第10条（使用者の住所等の変更義務）

使用者は住所、氏名等の重要な変更があったときは速やかに提供者に届け出るものとする。使用者から5年連絡がなき場合は、提供者は契約を解除するものとする。

附則

この規約は、平成18年3月1日より施行する。

<樹木葬用花木>

○ **アジサイ（紫陽花）** アジサイ属落葉低木
高さ1.5m位になり、葉は対生し、長さ10～15cmの卵型または広卵形で、先は急に尖り、ふちに鋸歯がある。質は厚く、表面には光沢がある。6～7月、枝先に散房花序を出し、直径3～6cmの装飾花を球状につける。淡い青紫の花弁のように見えるのは4～5個の萼片で、花弁はごく小さい。雄しべと雌しべもあるが結実しない。

○ **ミツバツツジ（三葉躑躅）** 落葉低木
山地に生え高さ1～3mになる。葉は長さ4～7cmの菱形状広卵形で、枝先に3個輪生する。若葉は内側に巻き、両面に腺毛があって粘るが、成葉は無毛。早春、葉に先立って枝先に紅紫色の花を1～3個開く。花冠は直径3～4cmの漏斗形で、深く5裂して平開する。雄しべは5個。花柱は無毛。子房には腺毛が密生する。

○ **ドウダンツツジ（灯台躑躅）** 落葉低木
山地の主に蛇紋岩地帯に自生する。高さは1～3m。葉は枝先に輪生状に互生し、長さ2～4cmの倒卵形。先は尖り、ふちに細鋸歯がある。春、若葉の下に長さ7～8mmの壺型の白い花を散形状に吊り下げる。秋の紅葉が美しい。

○ **白花ツツジ（琉球白花躑躅）** 常緑低木
花は白色で、一輪の大輪。上弁に淡黄色のぼかしが入る。耐寒性がある。高さ2m位になる。

○ **ウメモドキ（梅擬）** モチノキ属落葉低木
山中や湿地に生え、赤い実が枝いっぱいについて美しいので、庭木としてもよく植えられている。よく分枝して高さ2～3mになる。若枝には毛がある。葉は互生し、長さ4～8cmの楕円形または卵状披針形で、先は鋭くとがり、基部はくさび形。ふちには細かい鋸歯があり、両面とも光沢はない。表面にはわずかに毛がある。裏面には短い軟毛があり、特に脈上にはやや長い毛が密生する。6月頃、葉腋に淡紫色で直径3.5mmぐらいの花が咲く。果実は直径約5mmの球状で赤く熟し晩秋から初冬にかけて葉が落ちた後も枝に残る。

○ **ヤマツツジ（山躑躅・山杜鵑）** 常緑低木
山野に生え、高さ1～4mになる。枝に褐色の毛がある。葉は互生し、楕円形または卵状楕円形で長さ3～5cm。質はやや薄く、両面に褐色のあらい毛がある。夏秋葉は春葉より小さく、冬を越す。4～6月、枝先に朱赤色または赤色、紅紫色の花が2～3個咲く。花冠は直径4～5cmの漏斗形で5中裂する。雄しべは5個。蒴果は円錐形で毛がある。

○ **ムラサキシキブ（紫式部）** 落葉低木
山野に生え、高さ2～3mになる。若枝は細くて垢状の星状毛がある。冬芽は裸芽で星状毛が密生し、短い柄がある。葉は対生し、長さ6～13cmの楕円形または長楕円形。両端は次第に尖り、ふちには細かい鋸歯がある。両面ともほぼ無毛。裏面には黄色を帯びた腺点がある。6～7月、葉液から集散花序をだして、淡紫色の花を多数つける。果実は直径3～4mmの球状で、きれいな紫色に熟す。